

粉じん作業チェックリスト

区 分	チェックポイント	良 否	改善事項	
環 境 管 理	設 備 ・ 環 境	<ul style="list-style-type: none"> 代替物の使用、作業方法の改善、機械などの改善、隔離室の設置など、必要な措置を講じているか。 発散源を密閉する設備、局所排気装置、全体換気装置などを設置しているか。 粉じんを発散する場所に関係者以外の立ち入りを禁止し、その旨を見やすい個所に表示しているか。 作業場以外に休憩設備があるか。また、マットや衣服用ブラシなどを備えつけているか。 		
	環 境 測 定	<ul style="list-style-type: none"> 6ヶ月以内ごとに1回、定期的に測定を行っているか。 測定記録は7年間保存されているか。 基準通りの測定方法で測定を行っているか。 必要に応じて外部機関に測定を依頼しているか。 		
	自 主 検 査	<ul style="list-style-type: none"> 1年以内ごとに1回、定期的に局所排気装置、(除じん装置を含む)の定期自主検査を行い、3年間記録を保存しているか。 最初の使用時及び分解・改造・修理時に点検しているか。 点検で異常を認めたときは直ちに補修しているか。 		
作 業 管 理	資 格 等	<ul style="list-style-type: none"> 特定粉じん作業に関する特別教育を実施しているか。 作業者は十分な教育を受けているか。 		
	作 業 方 法	<ul style="list-style-type: none"> 作業場を毎日1回以上清掃しているか。 たい積粉じん除去のため毎月1回、大掃除を行っているか。 作業場の床などに原材料の粉体が散乱してはいないか。 ガーゼマスクまたはマスクなしの作業員はいないか。 呼吸用保護具や防じんマスクなどを使用しているか。 防じんマスクは、顔面にフィットしたものを使用しているか。 可燃性粉じんなどの場合、火災爆発に関する措置を講じているか。 粉じんを著しく発散する野外または坑内の作業場については、注水などによる粉じん飛散防止措置を講じているか。 粉じんを発散する場所での作業では、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具など、適切な保護具を作業者と同数以上備えているか。 		
	職 場 巡 視	<ul style="list-style-type: none"> 始業点検、定期点検、随時点検は行われているか。 職場巡視者は決められているか。 巡視記録は保存されているか。 前回の巡視で指摘された改善事項は処理されているか。 		
健 康 管 理	健 康 診 断	<ul style="list-style-type: none"> 粉じん作業従事者などにじん肺健康診断を実施しているか。 じん肺健康診断の結果、有所見者について、エックス線写真などを都道府県労働局長に提出しているか。 		

参照 粉じん障害防止規則 しおり平成16年版90ページ
粉じん障害の防止対策 同 上 27ページ